

令和4年12月13日

施設課作成

第28回はだのクリーンセンター環境運営委員会議事録要旨

1 日時

令和4年11月21日(月)午後1時30分から3時頃まで

2 場所

秦野市伊勢原市環境衛生組合 はだのクリーンセンター2階大会議室

3 出席者

- (1) 委員 (9名)
- (2) オブザーバー (2名)
- (3) 事務局 (6名)

4 内容

(1) はだのクリーンセンターにおける各種実績データについて

ア 令和4年度中の9月までの上期における可燃ごみの搬入量、焼却量、焼却灰搬出量、各種測定結果(排ガス、放射能濃度、周辺環境)を報告すると共に、各種測定結果については、全て基準値を下回る良好な数値であったことを説明した。【事務局】

イ 8月の排ガス測定結果において塩化水素の測定値が他の測定月と比べ低値であるが原因はなにか。【委員】

⇒ 測定時の焼却においてプラスチック系やビニール系の塩化水素に影響を及ぼす物質が少なかったのではないかとと思われる。【事務局】

⇒ 測定結果が通常の数値より大きく変化している場合などは、原因の追究をお願いしたい。【委員】

⇒ 施設設備に異常が出てない場合でも、測定値に大きく変化している場合などは原因の調査を行う。

【事務局】

⇒ 排ガス測定値が低値であることは問題ないが、ごみ焼却施設の場合はその時点でのごみ質によって測定値が変動するため、原因を断定で

きない場合もある。そのため経過観察をして測定値を注視するほか日常点検においても機器類の数値などの状態を確認し記録しておくが良いと思う。【オブザーバー】

ウ 伊勢原清掃工場へのごみ搬入量が7月は他の月と比べ増えているがその原因はなにか。【委員】

⇒ 5月に1号炉が10日間の緊急停止をしたことと、6月の28日間の定期修繕期間と重なり、予定したよりもごみピットの貯留量が増えてしまい、はだのクリーンセンターの安定稼働を図る必要があり、伊勢原清掃工場へ10日間分のごみを振り分けしたため。

(2) その他

ア 伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設における汚水処理について

令和6年度からの1施設化処理体制にともない、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設で発生する汚水をこれまでの同工場90トン/日焼却炉での焼却処理から、はだのクリーンセンターへ搬入し焼却処理を行うことについて説明し、搬入量および台数は月10トン程度で3トンのバキューム車で月3台程度となることと、汚水の焼却処理による排ガスへの影響はなく問題ないことを説明した。また同工場90トン/日焼却炉の稼働停止の具体的なスケジュールについても説明した。

【事務局】

⇒ 伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設から発生する汚水とは具体的にどのようなものか。【委員】

⇒ 降雨時に搬出に来るパッカー車内に入った水や粗大ごみ自体に付着する雨水、また施設を清掃する際に使用する水が同施設の粗大ごみピットに入り溜まったものである。【事務局】

⇒ 令和5年度より、はだのクリーンセンターへの汚水搬入処理について委員の了承を得られた。

イ 1施設化に伴う可燃ごみ量及び搬入車両台数の推移について

可燃ごみの焼却対象量及び搬入車両台数について平成28年度から令和3年度までは実績値、令和6年度から令和8年度までは推計値を報告した。

また、1施設化となる令和6年度の可燃ごみの焼却対象量は56,000トン/年、搬入車両は1日当たり112台を推移し、搬入車両台数は可燃ごみ減量により平成28年度と同水準となるため

1 施設化によって、はだのクリーンセンターに来る搬入車両の大幅な増加は避けられる見込みであると説明した。【事務局】

⇒ 1 施設化となった以降もさらなる可燃ごみの減量が必要であると思うが、秦野市と伊勢原市ではどのような施策を進めて行くのか。

【委員】

⇒ これまでの秦野市での減量施策の説明を行い、特に草木類資源化施策では年間約3,000トンの減量が進んだ。新たな減量施策を打ち出すことは難しい状況になっているため、現在の施策の啓発を強化することを考えている。またプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が今年の4月に施行されプラスチック類の削減に向けて検討をしているところである。【委員】

⇒ 伊勢原市も100自治会中30自治会に専用の集積所を設けて草木類資源化施策を行っており、集積所が増えるよう自治会に協力をお願いしている。また秦野市と同様に法律施行に伴いプラスチック類の削減に向けて検討しているところである。【オブザーバー】

ウ はだのクリーンセンターに搬入される可燃ごみの焼却対象量が年間56,000トンだと受入稼働に余力はあるのか。【委員】

⇒ はだのクリーンセンターの年間処理能力が整備修繕による停止期間なども考慮して年間56,000トンのため、余力自体は厳しい状況であるが突発的な事態が発生しなければ対処は可能であると、考えている。【事務局】

⇒ 余力があることで施設の運営する職員にも精神的な余裕が多少持てるような体制が整い、突発的な事態が発生しても安定的に受入稼働が出来ると思う。そのためにも、さらなる可燃ごみ量の減量を推進する必要があると考える。【委員】

⇒ 稼働年数が増えるにつれ定期修繕の期間が増えてくると思われるため、可燃ごみ減量については今後も推進して頂きたい。【委員】

エ 突発的な事態が発生して、可燃ごみの受入れが厳しい状況になった場合はどのようにするのか。【委員】

⇒ 可燃ごみの受入れが厳しい状況になった場合は他市施設へ搬出する必要がある。近隣では茅ヶ崎市や大和市などが候補としてあり現在、受入れについて調整している。また近隣自治体と協定※を結んでおり突発的な事態が発生し処理が困難な状況になった場合相互援

助をすることとなっている。近隣自治体でも厳しい状況になった場合は県外の処理施設へ搬出できるよう検討している。【事務局】

※神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1事務組合間における一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書
(協定者：平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合)